

最上消費生活センターニュース5月号

2023年5月1日発行

5月は「消費者月間」です！



毎年5月を「消費者月間」として、消費者、事業者、行政が一体となって消費者問題に関する啓発・教育等の事業を集中的に行っています。様々なリーフレットもありますので、ぜひご覧ください。

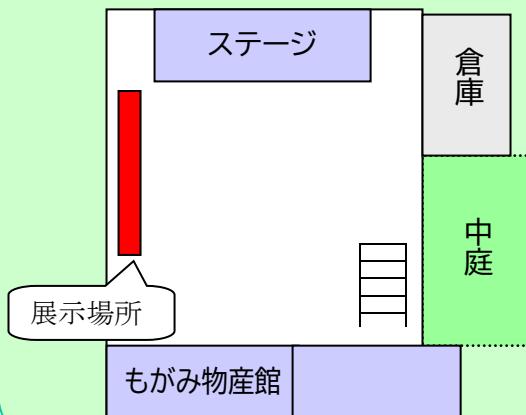
<令和5年度 消費者月間統一テーマ>

「デジタルで快適、消費生活術 ～デジタル社会の進展と消費者の暮らし～」

◇ゆめりあ◇

展示期間:5月22日(月)～5月26日(金)

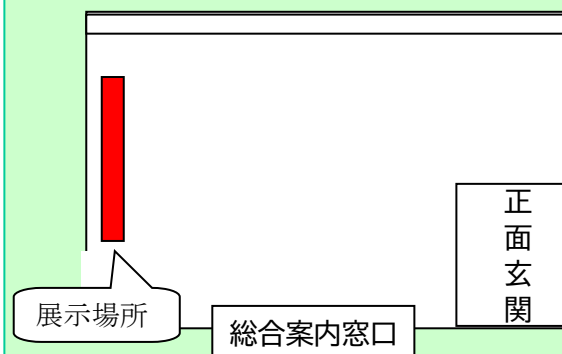
展示場所:1階「花と緑の交流広場」



◇最上総合支庁◇

展示期間:5月1日(月)～5月12日(金)

展示場所:1階ロビー



188って知ってる？



5月18日は消費者
ホットライン
「188の日」

悪質商法等による被害、不適切な表示に関するトラブル、製品やサービスなどによる危険や危害などで困ったときには、「局番なしの『188』」で相談窓口につながります。

消費生活でのトラブルでどこに相談してよいかわからない場合には、一人で悩まずに「消費者ホットライン『188』」を利用しましょう。消費生活相談の最初の一步をお手伝いします。

身に覚えのない商品が届いたら？

「代引き」による金銭被害や海外からの小包に注意

身に覚えのない商品が突然届いたという相談が寄せられています。
特に最近、「代引き」サービスを利用して消費者に商品代金を支払わせるケースや、海外から送り主不明の小包が届くといったケースが目立っています。



👉 ここがポイント！

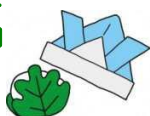
- 身に覚えのない商品が届いたら・・・
⇒その場で判断できないときは、荷物をいったん持ち帰ってもらいましょう。
- 仮に受け取ってしまった場合は・・・
⇒受け取った後も売買契約は成立していないので、支払う必要はありません。
- 商品が「代引き」で届いて、支払ってしまった場合は・・・
⇒販売元・発送元に連絡し、返品・返金の交渉をしましょう。
- 「海外から届いた商品」の場合は・・・
⇒法律上問題となる可能性があるため、安易に返送しないようにしましょう。
- 家族と普段から打ち合わせを
⇒通信販売等の利用について、家族間のルールを決めておきましょう。

※身に覚えのない商品が届いたら、すぐに最寄りの消費生活センターに相談を！

「消費生活出前講座」について

講師が地域へ出向いて、悪質商法や契約トラブルに関する相談事例の紹介、トラブルへの対処法など、消費生活に関する知識を分かりやすくお伝えします。**費用は無料**ですので、ぜひご利用ください。

※講座依頼書を提出いただきますが、まずはお電話でお申し込みください。



5月・6月の無料法律相談会

5月 9日(火) 13:30~15:30

6月 6日(火) 13:30~15:30

業者との契約トラブルや借金問題などについて、弁護士による専門的なアドバイスが**無料**で受け取ることができます。秘密は守られますので安心してお申し込みください。

【場 所】 最上総合支庁

【時 間】 お一人様30分となります

※事前に電話でのご予約をお願いします。

最上消費生活センター TEL 0233-29-1370
FAX 0233-23-2605

〒996-0002 新庄市金沢字大道上 2034 (最上総合支庁1階)

《受付時間》月曜日～金曜日 午前9時～午後5時

ホームページは「最上消費生活センター情報」で



消費者ホットライン**188**で、最寄りの消費生活センターにつながります。